

つくば市議会タブレット端末等の利用基準の一部改正の概要

1 改正理由

題名を改正するとともに、「議会事務局」の呼称を「議会局」と改正したため。

2 改正内容

- (1) 題名を「つくば市議会タブレット端末等の利用基準」に改正する。
- (2) 「議会事務局」を「議会局」に改正する。

3 施行日

公表の日からとする。